

## 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)」概要

### 1 目的

東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーの導入等を促進することが、安全で安心して使用することができるエネルギーの安定的な確保及び温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要となっていることに鑑み、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、府、府民、事業者、再生可能エネルギーの導入等の推進に取り組む団体（以下「導入推進団体」という。）及び市町村による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進するとともに、府内のエネルギー自給の向上を図り、もって地球温暖化対策の更なる推進及び地域経済の発展に資すること。

### 2 定義

- (1) 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等
- (2) 再生可能エネルギーの導入等：再生可能エネルギーを得るために必要な設備を整備すること、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を整備すること、再生可能エネルギーを利用すること

### 3 関係者の協力

府は、府民、事業者、導入推進団体及び市町村と連携、協力して再生可能エネルギーの導入等に取り組むものとします。

### 4 再生可能エネルギー導入等実施計画

- (1) 知事は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的に推進するため、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 実施計画には、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の目標を定めるものとします。
- (3) 実施計画を定めるに当たっては、知事は、次に掲げる事項を勘案するものとします。
  - ア 再生可能エネルギーの導入等の促進及びエネルギーの利用の効率化による府内のエネルギーの自給の向上
  - イ 災害等非常時に利用することができる再生可能エネルギーの安定的かつ適切な確保
  - ウ 地域における人材、未利用の資源及び産業技術等の活用
  - エ 再生可能エネルギーの導入等により生じる利益が地域内で循環し、地域経済の活性化並びに地域社会の維持及び再生に寄与する仕組みの構築

### 5 建築物への再生可能エネルギーの導入等

- (1) 建築物を新築し、又は増築しようとする者（以下「建築主」という。）は、再生可能エネルギーの導入等を行うよう努めるものとします。

- (2) 設計者及び工事施工者（以下「設計者等」という。）は、当該建築物の設計又は工事を行おうとするときは、建築主に、再生可能エネルギーの導入等を行うための検討に必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとします。
- (3) 府は、設計者等に対し、再生可能エネルギーの導入等に関する知識及び技能を向上させるために必要な支援を行うものとします。

## 6 特定建築物への再生可能エネルギーの導入義務

- (1) 延べ床面積 2,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築を行う者（以下「特定建築主」という。）は、再生可能エネルギーを利用するため、当該建築物に再生可能エネルギーを利用するための設備を導入するものとします。
- (2) 特定建築主は、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入するよう努めるものとします。
- (3) 特定建築主は、再生可能エネルギーを利用するための設備（再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入しようとするときは、当該設備を含む。）の導入の内容を記載した計画書を作成し、知事に提出するものとします。

## 7 災害応急対策の拠点施設への再生可能エネルギーの導入等

災害応急対策の拠点としての機能を果たす施設の設置者は、当該施設への再生可能エネルギーの導入等に努めるものとします。

## 8 再生可能エネルギー供給拡大計画書の作成等

府内に供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者は、電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の拡大を図るための基本方針等を記載した計画書を作成し、知事に提出するものとする。

## 9 導入推進団体の登録等

- (1) 導入推進団体は、地域住民、事業者、大学等と協働して再生可能エネルギーの導入等を促進するための事業（以下「導入推進事業」という。）を行おうとする場合、知事に申請書を提出し、知事の登録を受けることができるものとします。
- (2) 知事は、申請書を提出した導入推進団体が、次の各号の要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該導入推進団体（以下「登録導入推進団体」という。）を名簿に登録し、登録証を交付するものとします。
  - ア 導入推進事業を行うことを主たる目的とすること。
  - イ 導入推進事業を確実に遂行することができる技術的能力を有していること。
  - ウ 導入推進事業を安定的かつ継続的に行うことができること。
  - エ 導入推進事業が複数の地域にわたり行われること。
  - オ 導入推進事業により再生可能エネルギーを利用して得ることができる電気若しくは熱又は販売による収益を府内で専ら公共の用に供すること。

## 10 登録導入推進団体の事業への支援

- (1) 知事は、登録導入推進団体が導入推進事業に対し、市町村と連携して、技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとしします。
- (2) 一般電気事業者等は、登録導入推進団体の求めに応じて、導入推進事業の円滑な実施に必要な技術的な助言及び情報の提供や助言を行うよう努めるものとしします。
- (3) 登録導入推進団体のうち、一定の要件を満たすものについては、一定の期間、府民税均等割及び不動産取得税を免除するものとしします。

## 11 普及啓発及び顕彰

府は、府民及び事業者が再生可能エネルギーの導入等の必要性について理解を深めるよう、再生可能エネルギーの導入等に関する学習の推進及び知識の普及啓発を行うとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進により地域経済の発展に寄与した者の顕彰を行うものとしします。

## 12 産業の育成及び振興等

府は、事業者及び大学等と連携して、再生可能エネルギーの導入等に貢献する技術を持つ産業の育成及び振興並びに再生可能エネルギーの導入等に係る研究開発の促進に関連する施策を推進するものとしします。

## 13 周辺地域の環境への配慮

再生可能エネルギーの導入等を行おうとする者は、関係法令を遵守するとともに、自然環境の保全との調和等に配慮するよう努めるものとしします。

## 14 施策の評価等

知事は、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の実施状況について、毎年度評価を行うとともに、エネルギーをめぐる諸情勢を見極めながら府の施策の見直しを行い、これらの結果を公表するものとしします。

## 15 財政上の措置

府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとしします。